

# 建退共での退職金の積み立てについて

建退共制度は、建設業界ぐるみの退職金制度です！

労働者が次々と現場を移動し、事業主が変わっても、その先々の事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算し退職金として支払われます。

## 1 労働者を雇用したら建退共で退職金の積み立てをするかは、各事業所でご確認ください。

この制度は建設業で働く人たちなら、職種（大工・左官・土工・電工・配管工・塗装工・現場事務員など）にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できますが、以下の点にご注意ください。

- ❖ その人は直接雇用している方ですか？
  - ◆ 直接雇用関係がないと建退共の手帳は原則作れません。
- ❖ 建退共の掛け金は、全額事業主ご負担です。ご予算はどうでしょうか？
  - ◆ 毎月の掛金は、1日 310 円で毎月の出勤日数分を積み立てますので、普通に出勤がある方で大体 6,500 円～8,000 円(1 人)です。
- ❖ 毎年年間 100 日以上、建設業で働く方ですか？（建設業で働くことが常態である方）
  - ◆ 忙しい時だけ雇用している方や他業種でも働く方などは、一年間にどれ位建設業で働く見込みがあるかご確認ください。
- ❖ 建設業で 500 日以上就労が見込まれる方ですか？
  - ◆ 退職金を受け取るには 500 日以上積み立てが必要です。
  - ◆ 本人に 2～3 年以上建設業で働く意思があるか、また、その程度の雇用の予定があるかをご確認ください。
- ❖ 上記以外にも加入対象にならない場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

## 2 積み立て対象に該当する方については、積み立て開始時期をお決めください。

積み立ては雇用と同時に始めていただくのが望ましいですが、必ず雇用と同時に開始しないといけないわけではありません。

- ❖ 事業所の規定等がある場合、その規定等が優先されます。
  - ◆ 雇用後半年経過後から積み立てを開始するなど。
- ❖ 事業所に退職金に関する規定がない場合は、今後のために作成されることをお勧めします。

積み立て開始時期が決まりましたら、本人が手帳を持っていないか確認し、持っていたら提出してもらい、持っていなかったら手帳申込書（様式 002 号）により手帳をお申込みください。

\* 建退共で積み立てをする事をご本人様へお伝えください。

\* 建退共での積み立て対象外となった方へもその理由をご説明ください。

\* この他にも手帳を申し込まれる際にご注意頂きたい点があります。詳しくはお尋ねください。

労働者から  
建退共へ  
よくある  
問い合わせ

- ☎ 入社は同じなのに、手帳がある人とない人がいるのはどうして？
- ☎ 入社が同じ、又は入社が遅い人が先に手帳作ってもらっているのはどうして？
- ☎ 手帳を作ってから出勤日数より、実際の積み立て日数が少ないのはどうして？

退職金の有無また積立開始日は、会社の規程(決まり)等に則って行われるものです。  
あとでトラブルにならないためにも、労働者を雇用したら退職金の有無や積立開始日等、必ず説明をするようお願いいたします。